



Title	中国蘇南地域における農業生産システムの変化と土地問題：江村の追跡調査（1）
Author(s)	坂下, 明彦; SAKASHITA, Akihiko; 朴, 紅 他
Citation	北海道大学農経論叢, 62, 15-24
Issue Date	2006-03-24
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/8344
Type	departmental bulletin paper
File Information	62_2.pdf



中国蘇南地域における農業生産システムの変化と土地問題

——江村の追跡調査(1)——

坂下明彦・朴

紅・市来正光

The change of agricultural production system and Land Problems in the Sunan area of China —A follow-up research of Kaixiangong village(1)—

Akihiko SAKASHITA, Hong PARK, Takateru ICHIKI

SUMMARY

The Sunan area, as a riverside district, has taken a unique policy for land use. This paper deals with the transition of land use and land ownership under the policy, especially during the land reforming period at the time of liberalization policy, group farming promotion period, and family contract system promotion period. This paper also clarifies the change in land ownership resulting from the conversion of farmland due to the recent development of industrialization as well as the change in land use and land ownership caused by flourishing inland water fisheries.

はじめに

江村, 実名「開弦弓村」は, 世界で最も有名な中国の村の一つである。社会人類学者の費孝通 (Fei Hsiao-Tung 1910-2004) が1938年にロンドン大学の学位論文として江村を対象としたモノグラフィーを発表し, 高い評価を受けたからである (註1)。解放後, 彼はこの村の集団的追跡調査を実施し, 政治的な中断期を含みつつ農村工業化を軸とする「小城鎮」建設に関する研究を続けていった (註2)。

ここで注目されるのは, 費孝通が農村工業化を論じる際に, 過去の水郷地帯における水運による商品流通ネットワークの再建を意図していたことである。貿易の拠点である上海に至る集荷地点としての小城鎮とその「郷脚」である農村の家内制織物の分業構造の存在が江南農村の特質であることを見抜いていたからである (註3)。

こうした小農経済の存立のあり方は, アジアにおける小農体制のもとの共同体の類型を考える上でも重要である (註4)。西ヨーロッパとの一定の共通性を有する日本的な自治村落型の対極と

して, 市を媒介した中国江南・朝鮮での共同体のタイプの存在が指摘されており, その具体像をさぐる上でも江村研究は大きな意味を有している。

江村調査は, 2004年に朴・市来により開始され, 2005年には坂下が加わった。この調査のねらいは, 従来, 人類学・社会学の研究者によって進められてきた江村の特質を, その成果を引き継ぎつつ補足し, 農業経済学の視点から再構成しようというものである。本論ならびに「中国蘇南地域の農村工業化と就業構造」はその初発的な報告である。本論では, 水郷地帯に特有の土地所有と土地利用の実態をその歴史に即して整理し, 特に農村工業化と内水面漁業の展開のもとの土地所有の性格を明らかにすることを課題としている。

1. 土地改革と集団化

(1) 村の概況

対象とする開弦弓村は, 江蘇省呉江市 (県レベル) の七都鎮のひとつの村である。2002年までは廟港鎮に属したが, それが七都鎮に合併されたのである。この鎮は太湖に接しており, 水郷地帯に

位置している。このため、土地は圩（ゆう）と呼ばれるクリークに囲まれた「島」からなり、かつては船が唯一の交通手段であった。現在、東長圩、四方圩、天字圩、西頭抗圩、亀字圩、潘香圩、小頭圩、小金圩、大金圩、長圩、城角圩、南圩、北圩、涼角圩、四畝八、東付圩の16圩からなり、これらの「島」の間には東庄蕩と西庄蕩という2つの大きな水面が存在する。

村の概況を紹介すると、現在の開弦弓村は、2001年に旧開弦弓村と西草田村が合併して成立したものである（「新開弦弓村」）。後に詳しく述べるように、本来の「開弦弓村」（「江村」）の集落は長圩、南圩、涼角圩、城角圩という4つの圩が隣接する運河沿いに形成されており、村民小組は15組である。これに人民公社設立の際に隣接する荷花湾村が加わり、組数は合計で19組となっている（便宜上、以降この範囲を開弦弓村と呼ぶ）。これが戦後の開弦弓村の範囲である。旧西草田村は東長圩、西頭抗圩、天字圩に6つの村民小組がある。2005年の常住人口は3,044人であり、農家戸数は776戸である。小組の平均戸数は31戸、最低21戸から最高47戸の間に分布している。

村の総面積450haのうち農地は202.4haで、水田が150.8ha、桑園が51.5haである。水田のうち56.5ha（37.5%）は後に述べるように上海ガニを中心とした養殖池に転換している。1戸当た

りの農地面積は26aであり、かなり零細であることがわかる。また、個別請負が始まる以前の1982年の農地面積は284.8haであったが、以降2003年までの間に27.4haの農地転用が行われている。これらは主に、工場用地である。農地の動きを見ただけでも、農村に大きな変化が生じたことがわかる。

(2) 解放後の行政組織と土地改革

まず、日中戦争後の行政組織の変化を整理しておこう。記録が残っているのは、国民党時代の1946年の行政地図であり、この時点での震沢区開弦弓郷の範囲は極めて大きく、当時の保甲制のもとで10保207甲、戸数3,008戸、人口12,964人となっている（注5）。解放後の1950年にはこの郷は2分され、北部が開弦郷、南部が鳳凰郷とされ、開弦郷は13村の連村と呼ばれた（旧1～6保）。江村は北村と南村に分離されたが、住民は合計で335戸、1,263人、面積は201.5haであり、1935年の360戸、1,458人、184.4haと比較すると、戸数、人口はやや減少し、耕地面積はやや増加したことがわかる（表1）。保甲制は1949年に廃止されるが、新体制下で設置された行政組とそれを比較すると、旧4保（南村）では13保（188戸）から18組（216戸）へとそれぞれ増加しており、連続性はないとみてよい。このもとで、1950年秋から

表1 土地改革時の行政村の概況（1950年）

単位：戸，人，ha

No.	行政村	戸数	人口	水田面積	農会組	行政組	婦女組	互助組	自然村	保	現在
1	東角村	52	180	34.1	5	5	5		東角，南角浜	5保	開明村
2	米古其村	46	185	28.1	5	5	3		米古其	6保	開明村
3	堰浜村	47	189	25.9	4	5	3		堰浜	3保	豊民村
4	埋石湾	98	376	63.3	9	9	8		埋石湾	2保	豊民村
5	旺小村	98	333	55.2	8	8	8		旺家港，小合圩	2保	豊民村
6	太平橋村	46	178	31.4	5	5	5	3	太平橋，三家村	6保	開明村
7	荷花湾	103	429	58.6	10	10	10	13	荷花湾	3保	開弦弓村
8	民字村	129	464	65.5	9	9	7		民字	1保	豊民村
9	匠呉村	140	465	81.5	9	9	9		匠人港，呉越戦	1保	豊民村
10	北村	119	409	61.7	12	12	10	4	開弦弓北村	5保	開弦弓村
11	大圩田村	50	222	32.9	6	8	4		大圩田	6保	開明村
12	月字圩村	124	443	67.0	8	12	4	13	月字圩	6保	開明村
13	南村	216	854	139.8	20	18	16		開弦弓南村	4保	開弦弓村
総計		1,268	4,727	745.1	110	115	92	33			

注1) 姚佰生所蔵資料などにより作成。

2) 組数は1953年当時のものである。

表2 江村における土地改革前の土地所有(1950年) 単位：戸、人、ha、a、%

階級区分	合計	地主	半地主 型富農	富農	小土地 貸付者	中農	貧農	雇農
戸数	350	4	1	10	6	139	179	11
総人口数	1,350	28	10	49	4	599	639	21
農業人口数	1,334	19	10	46	2	598	638	21
所有地面積	164.6	9.6	5.9	12.1	1.4	90.8	43.0	1.7
耕作地	138.1	3.5	1.7	9.2	1.3	81.2	40.0	1.2
貸付地	26.5	6.1	4.2	2.9	0.1	9.6	3.1	0.5
借地面積	64.7	0.1	0.0	0.0	2.7	17.8	42.6	1.5
耕作面積	202.8	3.6	1.7	9.3	4.0	99.0	82.6	2.7
1戸当所有面積	47.3	240.7	586.7	121.3	23.3	65.3	24.0	16.0
1戸当耕作面積	57.9	89.8	166.1	92.5	66.8	71.2	46.1	24.9
戸数	100.0	1.1	0.3	2.9	1.7	39.7	51.1	3.1
所有地面積	100.0	5.8	3.6	7.4	0.9	55.2	26.2	1.1
貸付地面積	100.0	23.2	15.9	10.9	0.3	36.2	11.7	1.9
借地面積	100.0	0.2	0.0	0.0	4.1	27.5	65.9	2.3
総面積	100.0	4.2	2.6	5.3	1.8	47.3	37.4	1.4

注1) 姚伯生所蔵資料により作成。

2) 半地主型富農は資料が欠落しているため、その割合は多い。また、合計はそのままの数値である。

1951年にかけて、土地改革が実施される。

費孝通によると、1932年における江村は11の圩からなり、その総面積は185.8haであり、1戸当たりの面積は52aであった。農地所有規模別では、30a以下(無所有を含む)が75.8%、30~60aが18.0%であり、60a以上は6.2%に過ぎなかった(註6)。農地のおよそ3分の2は不在地主の所有(「地下権」とされ、小作人には永小作権(「地表権」)が存在し、土地取り上げなどは行われなかった。ただし、小作料率は米生産の40%に上り、不在地主は小作料取立所(局)をつくり、代理人が代金納(現物小作料の貨幣換算)のかたちで取立を行っていた。1930年代中期には蘇州近郊で小作争議が発生したが、この村ではおこっていない。地租は土地所有者の負担となっていたが、租税納入者の登録制度が機能せず、圩を単位に耕作者が負担する制度がとられていた。詳細は不明である。

土地の貸借関係は、抵当権の質流れによる不在地主への土地集積が基本であったが、圩の存在と均分相続慣行により農地の分散は激しく、1戸当たり3~7の分散を示していた。また、1圃場が帯状に分割されて使用されるケースも多く、農家間の貸借関係も複雑であった。これが、1930年代

の状況であった。

では、1950年の土地改革前夜の土地所有の状況はいかなるものであったか。表2は、当時の郷長が所蔵していた土地改革資料から作成したものである。資料は当時の開弦郷(13ヶ村)のものであるが、14ページのうち、「半地主型富農」分にあたる2ページが欠落している。このうち、江村分を示した。合計数は、欠落部分を無視して合計したものであるため総数ではない。総戸数は、1932年の360戸に対し、350戸であるからほとんど変化はない。土地所有については、耕作面積は202.8haで1930年代よりやや増加をみせている。うち自作地が138.1ha、小作地が64.7haであり、小作地率は31.9%であり、費孝通の叙述より自作地割合が相当上回っている。小作地のうち、村内地主からの借地は41.0%であり、不在地主比率が高いことを示している。土地改革時の「階級」区分をみると(註7)、地主が4名(平均所有面積2.4ha)、半地主型富農が1名(欠落あり、同5.9ha)、富農が10戸(同1.2ha)、小土地貸付者が6戸であるが、それらの貸付地面積における比率は50.3%に過ぎなかった。この村においては、不在地主の影響が大きかったといえる。中農は自作農主体であり、総戸数の40%を占め、1戸当たり耕

作面積は71.8aであった。貧農は自小作主体であり、総戸数の51%を占めていたが、平均耕地面積は46aであった。雇農はわずかしかなかった。

土地改革は、1950年秋から51年にかけて村を単位として実施され、村の農地の持ち分を人口で除して1名当たりの農地配分が決定された。北村の配分面積は2.1ムー(14a)、南村(当時は現1～5組を含む)の配分面積は1.6ムー(10.7a)であった。世帯員数は3.9名であるから、1戸当たり配分面積は8ムー(53a)程度であり、貧農の耕作面積をやや上回る水準であった。

(3) 集団化と生産システム

土地改革後、時をおかずして1953年から互助組の設立が進められ、56年には高級合作社の設立が行われる。江村は、埋石湾村、荷花湾村とともに「開弦弓郷連合三社」に属し、本部のもとに村レベルには6小大隊(管理組織)、組レベルには小隊(1小大隊に4～5隊)がおかれた。1957年に費孝通は江村を訪問しているが、農業生産の増大

を認めつつ、農家副業の縮小が農家所得の伸び悩みをもたらしていることを指摘している。稲作生産に関しては、水稻の二期作化、排水施設の整備、自給肥料の増加により、初産総生産量は1936年の450トンから56年の991トンに増加し、10a当たり単収も初225kgから539kgと増大した。しかし、桑の供給不足により養蚕が縮小し、村内での製糸は行われず生繭販売となっていること、商業の規制により農民的な水運業が停滞していること、特異な「湖羊」生産が衰退していることが述べられている(註8)。

1958年には人民公社化が進められ、この4村は廟港郷を単位とする廟港公社の聯三大隊を形成する(57年に区制が廃止され、廟港区の廃止に伴い開弦弓郷は廟港郷に編入)。埋石湾には1～4隊、南村には5～9隊、北村には10～19隊、荷花湾には20～23隊がおかれた。この時点では組レベルの組織化はされなかった。公社化にともない、東長圩、四方圩、西長圩の一部が他の大隊に移譲されている。

この大躍進期の失敗を受けて1961年には三級制

表3 組毎の圩別水稻作付地の分散(2000年)

単位：a

組	東長圩	亀字圩	小頭圩	長圩	南圩	北圩	涼角圩	城角圩	四畝八	東付圩	合計	圩数
1	295	49		155							499	3
2	171		80	115							366	3
3	227										227	1
4				468							468	1
5	338				90						428	2
6						521	95				616	2
7						180	180				360	2
8							473				473	1
9							585				585	1
10								100			100	1
11								170			170	1
12		274						51			325	2
13		258						16			274	2
14		293						52			345	2
15		239									239	1
16							161	225	306		691	3
17								430			430	1
18								133		467	599	2
19								155		333	489	2
計	1,031	1,113	80	739	90	701	1,493	1,332	306	800	7,685	10
組数	4	5	1	3	1	2	5	9	1	3	19	

注) 村民委員会資料により作成。

表4 初10a 当たりの水稻単収の変化 単位: kg

	平均	早期作	後期作	単季作	3 麦
1960	410	322	167	401	145
61	380	275	215	344	105
62	443	360	186	446	125
63	500	410	268	443	101
64	634	402	389	579	140
65	711	546	331	660	197
66	740	574	383	645	258
67	685	455	469	576	251
68	585	449	339	488	265
69	757	464	448	386	182
70	705	414	329	396	225
71	787	466	389	522	261
72	879	575	406	586	305
73	845	572	371	542	212
74	911	588	419	624	290
75	863	572	379		184
76	914	581	425		361
77	798	516	363		244
78	911	497	473		455
79	1018	533	562		569
80	818	554	375		569

注) 荷花湾大隊 (現10~19組) 資料による。

が導入されるとともに、生産大隊の分割と自留地の分配が行われた。南村と荷花湾村は荷花湾大隊 (9 生産隊) に、北村は開弦弓大隊 (9 生産隊) となった (1966年からの文革期には荷花湾大隊は紅衛大隊に、開弦弓大隊は立新大隊に名称変更)。

これにより、生産隊を単位とする生産体制が確立した。表3に示すように現在まで継続する生産隊 (現在は組) の集団所有としての農地分配が行われている。圩の存在により、各生産隊の持ち分は分散され、同一圩内でも数団地を形成している。これは、用排水を含む土地条件の格差を最小にするためであったが、移動のためには船を使用する必要があり、作業効率には問題があった。1970年代中期には、洪水対策として圩間に堰堤を設置して水量調整をはかる「連圩」が建設されるとともに、区画整理事業も行われ、人海戦術による土地改良は大きな前進を見せている。

1960年代はじめには、糧食生産が優先され、小麦+晩稲が作付の70%を占め、二期作田は30%に過ぎなかった。しかし、徐々に副業生産に力を入れるようになり、養蚕については桑園を1ヶ所に集約して集団で作業を行っている。家畜についても、養豚と「湖羊」が拡大し、70年代には1,000頭規模となった。豚が80%、ヒツジは20%の比率

表5 人民公社期の農業動向 単位: 千元, 元, kg

	村の純収入		農家一人当たり分配	
	合計	うち農業	現金収入	穀物配給
1962		81.7	257	
65	296.9	267.8	119.3	302
70			113.3	282
75	441.6	303.9	116.7	263
79			151.2	316
81	593.7	212.2	130.1	290
83	1,083.2	421.0		

註1) 村については沈開宝 [1993] p.179による。

2) 農家については、費 [1985] p.284による。

であり、集団飼養が70~80%ではあるが、個人飼養も20~30%となっている。これらは、主に堆肥生産が目的であった。表4により、稲作の生産性をみると、10a 当たり単収は60年代中期に初で700kg 台となり、一時期の停滞の後、70年代後半には900kg 台を示すようになってきている。これは、当初の3 麦を含む糧食優先政策から、2 期作への転換が進むとともに後期作の単収が増大したことによっている。

別稿で詳しく述べるように、工業化は1968年の連合製糸工場の設立から始まるが、75年からは大隊レベルでも農村工業化を進め、豆腐工場や「運輸船隊」による運搬業の復活、飼料工場などが建設された (註9)。また、1977年には社隊企業としてナイロン生地の紡績工場が2つ設立され、徐々に兼業収入を確保する路線が全面に出てくるのである。

表5には、人民公社期の村の純収入と農家の受取賃金や穀物配給量を示している。村の純収入は66年の29万元から76年の44万元へと伸びは示しているが、その内実は農業依存率が90%から69%へと減少を示したことによるものであり、農家の現金収入はさほど伸びていない。また、穀物配給量も停滞的に推移している。このように、人民公社期は、内部にその後の転換の萌芽を含むとはいえ、大きな変化は見られなかったといえよう。

1978年の改革開放路線のもとで、2つの大隊は82年に統合して開弦弓大隊となり、北村は1~9 隊、南村は10~15隊 (1 隊を分割)、荷花湾村は16~19隊となった。そして、83年には人民公社は解体され、生産大隊は村に、生産隊は組へと転換され、現在の開弦弓村となる。江村は1961年から81年までの20年余りにわたり分断を余儀なくされ

表6 農業生産の動向

単位：万元，トン，頭，担

	農業就業人口	収 入					生 産 量				1人当 純収入	
		農業	耕種業	糧食	牧畜業	豚羊	養蚕	糧食生産	肉豚出荷	羊出荷		養蚕
1988	697	245	89	66	156	75	295	1900	400	1336	1,115	
1989	656	303	106	88	197	65	101	293	1450	250	1853	1,181
1990	846	299	102	89	197	51	98	149	900	160	1760	1,120
1991	654	330	114	91	216	66	103	153	900	200	1905	1,346
1992	528	360	120	81	240	93	115	135	1200	600	2131	1,873
1993	602	407	132	91	275	105	92	97	1000	500	1767	2,222
1994	553	662	241	193	421	170	159	121	1200	500	1772	2,931
1995	480	716	280	204	436	243	114	—	1250	700	1545	4,078
1996	445	761	372	291	389	226	74	116	1200	600	1199	4,879
1997	503	667	241	169	426	260	103	105	1200	600	1318	4,945
1998	418	523	195	123	328	180	96	77	2200	900	1333	5,106
1999	394	411	162	104	249	116	95	76	1300	800	1278	5,117
2000	393	385	129	84	256	113	126	65	1300	400	1020	5,246
2001	432	505	219	123	286	118	144	95	1400	480	1600	5,466
2002	430	456	200	117	256	129	82	90	1800	300	1500	5,632
2003		454	185	113	269	168	87	81	1900	400	1250	6,073

注1) 村民委員会資料により作成。

2) 人口は旧開弦村のみの数字，その他は2001年から合併後の数字。

たのであった。

2. 家族請負制と土地問題

(1) 家族請負制と農業生産の動向

人民公社の解体とともに、1983年から19の組を単位とする農地の請負制が実施された。農地の配分は組によって異なるが、総面積を人口で除して一人当たり面積が決定され、家族数に応じて配分された。この方式は、土地改革と同じ方式であり、生産力は上昇しているとはいえ、人口の増加によって土地改革時より単位面積は減少している。ほとんどは口糧田と自留地に区分された。生産隊時代の農地は、すでに述べたようにいくつかの村にまたがっており、それぞれの団地ごとに全構成員の農地が配分され、分散性は激しい。当然、1圃場に数戸の農地が存在するケースが一般的であった。

第8組を例にとると、総面積は95ムーであり、口糧田については1人につき0.5ムー、自留池と飼料畑は家毎の配分であり、0.45ムーと0.35ムーであった。飼料畑は豚を使用していることが配分の条件であった。また、第1組の場合には、口糧田と自留池がそれぞれ1人当たり0.5ムーと0.1ムー配分されている。5人家族であれば、口糧田

が2.5ムー、自留池が0.5ムー、併せて3ムー(20a)となる。ここでは、配分地は長坪に2ヶ所、亀字坪に1ヶ所の合計3ヶ所となっている。この他に桑畑が1.6ムーある。

このように農地配分の結果は零細な家族経営の創出となったが、その後の農業展開を村民委員会の資料によってトレースしてみよう(表6)。データは1980年代後期からのものである。まず、就業人口をみると、表出していないが1983年段階では村の就業人口1,354人のうち、951人(70%)が農業従事者であった。以降、農業従事者は一貫して減少を見せるが、88年の697人は全体の44%であり、500人を割った95年には31%、2002年には38%となっている。これは、別稿でも述べたが高齢者と主婦層の従事形態が一般的であり、専門的なものとは言えない。

こうした中で、耕種業は公糧の供出と自給の割合が高く、農業粗生産額の3分の1程度を占める存在でしかない。粗生産額自体も1980年代中期をピークに減少に転じており、生産量はより早く1980年代末以降減少を続けている。特に、水田の養殖池への転換が始まる1998年からの減少が著しい。これに対し、畜産部門がそれを補完する位置にある。その中心は、かつての養蚕(畜産部門に

表7 内水面漁業の動向

単位：万元，a，トン

		1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003
収入	合計	87	85	73	87	332	425	328
	漁獲		60	50	60	67	69	46
	水田	3	9	14	18	102	204	174
	蕩(精養)	8	8	1	1	72	80	72
	蕩(粗養)	16	8	8	8	90	72	36
	普通魚						130	72
	エビ カニ						120 175	80 176
養殖面積	水田	533	1,200	1,867	3,000	3,400	4,533	5,800
	蕩(精養)	267	267	333	333	967	1,067	4,000
	蕩(粗養)	2,667	2,667	2,667	2,667	6,000	6,000	4,000
生産量 (t)	普通魚						220	120
	エビ						40	20
	カニ						30	32
漁池田			1,927	3,020	3,173	3,173	5,120	

注) 村民委員会資料による。

含まれる)ではなく、養豚部門である。とはいえ、肉豚の出荷頭数は年間1,000から2,000頭の水準であり、副業の域をでない。また、かつて「湖羊」として知られた羊の年間出荷頭数は一時期回復して1,000頭に迫ったが現在は400頭水準である。養蚕についてもかつての姿はなく、繭の生産は90年前後には2,000担(1担は50kg)を示したが、1,000担近くまでに減少している。2005年の桑畑は水稲田97.7haに対し、47.5haを示すが、その多くは未利用となっている。

このように、耕種業を補完する畜産部門もまた減少をみせているのである。しかし、農家一人当たりの純収入は、1990年の1,120元から、95年には4,000元台となり、2003年には6,000元を超えるに至っている。これは多くは兼業収入によるものであるが、農業内部では次に述べる内水面漁業の展開がある。

(2) 内水面漁業の展開と農地の集中化

内水面漁業は、現在一種のブームとなっている。表7はその近年の動向を示したものであるが、ブームは1997年から起こっている。村には圩を囲むように東庄蕩と西庄蕩という2つの水面があり、1983年から一部水面の農家請負が行われていた。しかし、それは漁獲を行うのみの形態であった。ブーム期に入ると、この蕩での入札による養

殖目的の請負と水田の養殖池転換が行われている。魚種はエビと上海ガニを主体としたものであり、特に後者が中心となっている。販売収入は統計では低く現れていると考えられるが、2001年からは300万元を超える水準となっており、先の耕種業と畜産業の販売合計を越えるような勢いを示している。

外蕩における漁業開発については、まず西庄蕩において1983年から村の集団請負の名目で借地を開始した。この面積は500から600ムー(33~40ha、水量による変動がある)である。もともと水産局の試験場であったが、10年契約の後、94年からは個人請負となった。魚種は一般魚であり、漁労に近い粗放な経営であった。しかし、水資源費・水産特産税・水利工程費が値上がりしたため、98年から00年までの賃貸料3ヵ年7万元が未納となり、2001年に返還命令が出されている。現在、2006年から08年の3ヵ年の借地(5.6万元)を折衝中である。もう一つの東庄蕩(600~800ムー、40~53ha)は、事実上の村所有であり、1998年から3ヵ年契約で入札を行い、現在3期目となっている。2期目は8名の請負で、借地料は3年で18.9万元、3期目は1名が養殖田に転換し7名で借地料は28万元となっている。魚種は一般魚とカニであり、完全共同経営である。一般魚は1月に放流して12月に漁獲、カニは3月に放流して10月

から漁獲する。カニは、大間蟹交易市場に搬入し、40日間販売する。一人当たりの年間所得は、2001年が8,000元、2002～03年が20,000元、04年が25,000元であったが、05年は台風によりほとんど所得がなかったという。

こうした外蕩養殖に対し、現在増加をみせているのが水田転換による養殖である。この面積は、1999年に19.3haであったが、2003年には51.2haにまで拡大している。その販売額は2003年で174万元となっている。いくつかの賃貸契約書によって、賃貸契約の内容を検討しよう。まず、17組において組内の1戸の農家が41.6ムー（2.8ha）の借地を行ったケースでは、2002年11月から2007年の12月を借地期間とし、年間借地料はムー当たり400円で前払い制をとっている。年間支払い地代は16,640元である。借地者は初年度にムー当たり100元の「稲田復耕費」を担保として支払い、5年後に継続しない場合には復田を行う義務が生ずる。一般の水田の賃貸借については、行政は全く関与しなくなっているが、農地の利用転換の際には組のみならず村民委員会の許可を得ることが必要となっている。15組において村内者1名を含む3名が59.17ムー（3.9ha）を借地するケースでは、契約期間は2003年1月から2006年1月の3カ年であり、ムー当たり年間借地料は390元、合計23,076元を前払いすることとなっている。また、契約時には「復耕費」としての担保金6000元の他に、桑畑（11.52ムー）の賠償費ムー当たり150元（1,728元）を支払うことが義務づけられている。同一人が第14組から22.5ムーを借地したケースでは、契約期間ならびに借地料は同一であるが、桑畑の賠償費はムー当たり40元となっている。

このように、養殖池需要が高まっていることから、借地料は上昇傾向にある。その水準は、2001年には350元であったが、2002年から03年には400～450元となり、2005年には最高で650元にまで上昇している。また、契約は組と結ばれるが、貸し手の持ち分は維持されており、稲作を維持したい場合には貸付希望者との間で農地の交換を行うことで稲作の継続は保障されている。ただし、稲作のムー当たり所得は500～600元の水準であり、借地料が上昇していることもあり、こうしたケースは例外的である。

(3) 農地転用とその対価

農村工業化にともなって、国道沿いの地域においては、工場用地の買収が行われた。1982年からの全体の転用面積は27.4haであり、うち工業用地は合計61ムー（4.1ha）である。そのほとんどは50～70年間の期限付きであるが、所在地の村民小組から購入して事実上私有地化している。また、最も工業用地が多いのは8、9、16組であり、村全体の66%を占めている。この他に13、15組の転用地も多い。工業用地に転用されている土地は全て桑田である。

農地購入に対する保障は様々なかたちで行われている。いくつかの事例を示そう。第8組の農地面積は95ムー（6.3ha）であったが、1983年に建築材料工場の建設に17ムー、1995年には野菜工場建設のために22ムーが減少した。前者の買収に際しては、1ムー当たり2人を労働者として雇用するという代替処置が取られた。17ムーであるから34人が雇用確保されたといえる。後者の場合には、1ムー当たり5,000元、総額11万円の「土地代金」が支払われた。これは1人当たり、940元となる。4～5人家族として4,000元から5,000元の収入である。

第3組は、2002年に求是紡績に土地を売却している。買収面積は2.1ムーで、ムー当たり単価が18,000元、組の手数料が10%余り、4,046元であり、農家への支払総額は34,217元であった。これは8戸に対して支払われたが、面積配分であり、785元から7,834元の範囲であった。もう1つは、第15組が2003年に江村化繊紡績に土地を売却した事例であり、売却収入を農家全員に配分する方式である。総額26,191元に対し、全農家34戸に家族人数割りで配分され、1人当たり金額は190元であり、各戸には1名（190元）から6名（1,139元）の幅で支払われている。これは第15組の多くの土地が開弦弓村を貫通する省道の沿線に沿って分布し、工業、商業への転用地が広範囲にわたり、ほとんどの農家の土地が農外転用に関わっているからである。

このように、当初は雇用を保障すること（「土地工」）で、地価が支払われないケースが存在し、次第に対価支払いのかたちに転換している。その場合でもその対価を均等配分する方式と地権者のみ

への配分を行う方式が見られる。前者の場合には、第8組の事例では農地そのものの配分が調整され、95ムーから56ムーに減少した農地を均等配分している。地価水準は、1995年の事例（8組）ではムー当たり5,000元、2002年の事例（3組）では18,000元、2003年の事例（15組）では12,471元となっており、趨勢的には上昇を示している。

このように、歴史を遡ると農地転用は国家買収的性格が強く、現在のような対価概念は少なかった。そのため、2004年からは「土地換保障」（土地と保障の交換）制度が実施されるようになった。これまでは企業による土地買収においては農家に土地代金しか支払われなかったが、2004年からはそのほかに農家の養老保険料の支払いも義務づけられるようになった。開弦弓村の場合は、企業は七都鎮国土所に土地を買収した農家1労働力につき2万元を納める。国土所は、鎮全体のこれをプールし、ファンドを作り農家が60歳となった際の養老保険の支給に当てることにしている。2003年以前の買収については、農家への保証金の支払いは全額政府より支給することになっている。

おわりに

以上、江村の歴史を土地所有ならびに農業生産の動向を中心に概観してきた。1930年代に費孝通によって生き生きと描かれた江村は、解放後の集団化と統制経済の下で糧食生産偏重の経済構造を強いられ、運河による交易と農村工業・農家副業との結合という水郷地帯の歴史的な特性を失ってしまった。また、江村そのものが行政的に分断されるという経験を味わった。しかし、改革・開放路線のもとで、農村工業は息を吹き返し、農家の急速な兼業化と多就業化が進展をみせ、農家所得も上昇をみせている（別稿参照）。そのなかで、農業生産そのものは耕種業、養蚕を含む畜産業を問わず、縮小局面にある。ただし、1990年代末からは、水田転用による内水面漁業が一部の農家によって担われて展開している。

しかし、2004年から実施されている農民負担の軽減策によって農家にとっての農地の経済的位置づけは大きく変化しつつある。農業税の総額15万元、鎮ならびに村への公課23万余元が廃止されたからである。従来は、賃貸に回っていた農家の

農業回帰が進んでいるという。この村では、農地の割換えはかなり頻繁に行われてきたが、2000年に入ってから調整は農地転用や兼業機会に恵まれない組に限定される傾向がある。ここでは、比較的平等原理が働いている。これに対し、交通の便も良く、農地転用の機会に恵まれている組では農地調整が困難になりつつある。農業税を含む農民負担の軽減によって農地の実質的私有化が進むか否かは、ひとり江村の問題ではなく今後の中国の農業展開において大きなインパクトになると思われる。

【付記】本論文は、2004年および2005年の夏に実施した現地調査をもとに得られた研究成果の一部である。調査にあたっては、開弦弓村村民委員会の姚富坤氏、徐国奇氏、王建明氏をはじめ関係各位にお世話になった。記して感謝申し上げる。

註

- (1) これは、マリノフスキーの序文入りで、*Peasant Life in china : A Field Study of Country Life in the Yangtze Valley* として刊行された。日本語訳には、『支那の農民生活—揚子江流域に於ける田園生活の実態調査』生活社、1939年（費 [39]）があり、抄訳として解放後の追跡調査を含めた小島晋治ほか訳『中国農村の細密画—ある村の記録1936～82』研文出版（費 [86]）、1985年がある。後者には費孝通に関する解説が付されている。
- (2) これについては、大里浩秋・並木頼寿訳『江南農村の工業化—“小城鎮”建設の記録1983～84』研文出版、1988年（費 [88]）がある。また、江村を対象とした沈関宝による追跡調査も存在する（『一場静悄悄的革命—蘇南農村的工業与社会』（中国語）、雲南人民出版社、1993年）。
- (3) 『江南農村の工業化』pp.19-20。なお、こうした視点が鶴見和子の内発的発展論にも影響を与えていることは興味深い（同「内発的発展論の原型—費孝通と柳田国男の比較」宇野重昭・朱通華編『農村地域の近代化と内発的発展論』国際書院、1991年）。
- (4) 例えば、中村哲『近代東アジア史像の再構成』桜井書店、2000年を参照。
- (5) 費孝通の1935年の記述によると、本来の開弦弓村には圩別に4つの保があり、他の7つの保と合わせ震沢区開弦弓郷を形成しているとする（費

[1939] p.143). おそらく、戦後までの間に区域再編が行われたものと思われる。

- (6) 費孝通 [39] pp.33~34, 233による。
- (7) 地主はほぼ貸付地のみ（この数字の他に売り逃げ地が存在する）、半地主型富農は貸付地が耕作地を上回るもの、富農は耕作地が貸付地を上回るもの、小土地貸付者は家族労働力の事情で貸付を行っているものである。
- (8) 費孝通「開弦弓村再訪-1957」前掲『中国農村の細密画』pp.201~215。なお、「湖羊」については、管豊「閉じこめられたひつじたち-中国江南農耕社会のヒツジ飼育から見た商品経済の発展-」『東洋文化研究所紀要』135冊，1998を参照のこと。
- (9) 朴紅・坂下明彦・市来正光「中国蘇南地域の農村工業化と就業構造-江村の追跡調査(2)」、『農経論叢』，62集，2006を参照のこと。